

## 1 目的

本校教育活動の一環として行われる活動であり、これらの活動を通して、体力や技能・記録や作品及び知識をより高い水準に向上させるよう挑戦することの楽しさを味わい、仲間と共に努力する中で向上心・責任感・協調性等を育み、将来に向けて自己実現を図る力や、人とつながる力を身に付けることを目的とする。

## 2 基本方針

- (1) 生徒本人の意思を尊重し、部・同好会への加入は任意とする。
- (2) 部・同好会活動の運営にあたっては、指導方針・指導内容・活動時間・会計処理等を明確にし、保護者との連携を図る。
- (3) 生徒が自主的・主体的な活動ができるよう、部・同好会顧問は指導・助言を行う。
- (4) 部・同好会顧問が安全に配慮することはもちろんのこと、活動する生徒自身が危険を予測、回避、対応ができるよう安全学習に取り組む。
- (5) 学業との調和を図りながら、計画的・合理的な練習が行えるよう指導する。

## 3 活動

- (1) 部は平均して週3日以上(平均2時間程度)の活動を、年間を通して継続的に行う。
  - ア 運動部は年3回以上高体連主催の公式大会またはそれに準ずる大会に参加する。
  - イ 文化部は年3回以上高文連主催の公式行事またはそれに準ずる行事に参加する。
  - ウ 高体連・高文連に加盟していない部は、それに準ずる活動を年3回以上行う。
- (2) 同好会は週1日以上(平均2時間程度)の活動を、年間を通して継続的に行うものとする。
- (3) 人権サークルについては、この限りではない。
- (4) 部・同好会に所属しない者が公式大会等に参加する場合は、所定の手続きにより参加を認める。

## 4 活動時間・活動日

- (1) 平日
  - ア 活動時間は放課後の18時30分までとする。
  - イ 活動時間を延長する必要がある場合は、顧問の指導の下に30分を限度として認める。
- (2) 休日(土日曜日を含む)
  - ア 4時間以内とする。
  - イ 活動時間を延長する必要がある場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るものとする。

### (3) 活動日

事前に活動計画等により校長の承認を得るものとする。

ア 活動日は週6日以下とし、土曜日又は日曜日のうち1日を休養日とする。

イ 活動状況により、アが設定できない場合は、できる限り同一週に休養日を設ける。

ウ 活動状況により、イが設定できない場合は、4週間につき4日以上休養日を設定する。

エ 活動状況により、ウが設定できない場合は、年間53日以上休養日を設定する。

オ 特別な事情がある場合は、別途定める。

## 5 校外活動・大会参加

高体連・高文連主催の大会（県春季大会、県総体、県新人大会等）への参加を除き、その他の各種大会への参加については、生徒・保護者の負担にならないよう配慮する。また、生徒の輸送については原則として公共交通機関を使用するものとする。

## 6 運営上の留意点

- (1) 活動は、原則として部顧問が付き添うものとする。ただし、会議・研修等で終始付き添うことのできない場合は、活動の始めに当日の活動内容及び生徒の安全に係る諸注意を、活動の終わりに当日の振り返りと生徒の安全確認を、それぞれ必ず行うものとする。
- (2) 休日の活動は、部顧問が必ず終始付き添い、その指揮監督のもとで行う。
- (3) 部顧問は、生徒・保護者・担任等と報告・連絡・相談を十分に行い、信頼関係の構築に心掛ける。
- (4) 部顧問は、施設・用具を適切に管理する。
- (5) 部顧問は、部室を適切に管理する。特に施錠、使用状況や清掃状況の把握、盗難防止等に留意する。
- (6) やむを得ず自家用車を使用して生徒を輸送する場合は、予め「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」及び「同乗依頼書」を提出して校長の許可を得るものとする。

本運営方針は

ホームページ上 (<http://www.mie-c.ed.jp/hseihou/>)

でも公開しています。